

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年9月22日

**【事業年度】** 第89期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

**【会社名】** 株式会社ツカモトコーポレーション

**【英訳名】** TSUKAMOTO CORPORATION CO., LTD

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 瀬川健次

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

**【電話番号】** 東京03(3279)1315(代表)

**【事務連絡者氏名】** 本部経理部会計チーム部長 坂東精治

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

**【電話番号】** 東京03(3279)1315(代表)

**【事務連絡者氏名】** 本部経理部会計チーム部長 坂東精治

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出いたしました第89期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ 省略

##### 社外監査役との責任限定契約の締結状況

当社は社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・ 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(2) ~ (8) 省略

(訂正後)

(1) ~ 省略

(2) ~ (8) 省略

(9) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して期待されうる役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(10) 社外監査役との責任限定契約の締結状況

当社は、社外監査役との間で、それぞれの責務を十分に果たせるよう、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。